



2026年1月20日

各位

会社名 株式会社ツクリバ  
代表者名 代表取締役 CEO 野村 駿太郎  
(コード: 2978 東証グロース)  
問合せ先 取締役 CSO 北原 寛司  
(TEL: 03-4400-2946)

ストック・オプション（新株予約権）の発行及び第三者割当による自己株式処分に関する  
お知らせ

当社は、2026年1月20日開催の当社取締役会において、当社の役職員に対し下記第1のとおりストック・オプションとしての新株予約権を発行すること、及び下記第2のとおり第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

**第1. ストック・オプション（新株予約権）**

**I. 新株予約権の募集の目的及び理由**

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、第22回新株予約権（有償ストック・オプション）を当社の役職員に対して発行するものであります。

なお、第22回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行については、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。第22回新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

これらの新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数（2025年7月末時点）の1.4%に相当します。これらの新株予約権の発行は、業績目標の達成や、役職員の一層の意欲及び士気の向上により、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

**II. 新株予約権の発行要領**

**第22回新株予約権（有償ストック・オプション）**

**1. 新株予約権の数**

1,650個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式165,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

**2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭**



本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、569 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2026 年 1 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値である金 482 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 

---

 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分



割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年11月1日から2038年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は2027年7月期から2029年7月期までのいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たし、かつ、下記の株価条件を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1個未満の端数が生じた場合には、1個未満の端数については切り下げるものとする。
  - (a) 売上総利益が80億円以上となった場合、かつ、一度でも、連続する20営業日における当社普通株式の平均普通取引終値に基づき算出される株式時価総額が100億円以上となった場合：行使可能割合 50%
  - (b) 売上総利益が90億円以上となった場合、かつ、一度でも、連続する20営業日における当社普通株式の平均普通取引終値に基づき算出される株式時価総額が100億円以上となった場合：行使可能割合 75%
  - (c) 売上総利益が100億円以上となった場合、かつ、一度でも、連続する20営業日における当社普通株式の平均普通取引終値に基づき算出される株式時価総額が100億円以上となった場合：行使可能割合 100%また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。
- ② 新株予約権者は、上記①に記載された新株予約権の条件達成時において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役であるこ



とを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2026 年 3 月 9 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間



上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年3月6日

#### 9. 申込期日

2026年2月18日

#### 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 3名 1,430個

当社従業員 6名 220個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

## 第2. 第三者割当による自己株式処分

### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年2月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 207,000株
(3) 処分価額	1株につき 482円
(4) 処分総額	99,774,000円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による。
(6) 処分予定先	当社取締役 2名 : 207,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注) 「処分する株式の数」及び「処分総額」は最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、対象者が本スキームに同意し、申込みを行った数に応じたものとなります。

### 2. 処分の目的及び理由



当社の保有する自己株式の処分を当社の取締役に対する第三者割当により行うことにより、当社の資金の有効活用並びに取締役の株主価値に対する意識の醸成を企図するものです。

本自己株式処分は、付与対象者に対する報酬としてではなく、付与対象者自身による金銭の拠出によって行われるものであり、個々人が株主という立場でも当社に関与することが重要と考えて採用したスキームであります。それによって一定のリスクを負ったうえで当社の職務を遂行し、その結果として株主価値拡大のリターンを享受することを狙いとしております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	99,774,000 円
②発行費用の概算額	1,500,000 円
③差引手取概算額	98,274,000 円

(注) 発行諸費用の概算額は、本自己株式処分に伴う弁護士費用等であり、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

調達した資金の全額を運転資金に充当することを予定しております。

なお、運転資金として使用されるまでの間は当社銀行預金として管理する予定であります。

### 4. 資金使途の合理性に対する考え方

本自己株式処分は、資金調達を目的としたものではなく、当社の取締役が会社業績・企業価値向上に対する意欲を高めることを目的としており、全額運転資金に充当することについて、資金使途として合理性があるものと判断しております。

### 5. 処分条件等の合理性

#### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、恣意性を排除するため、取締役会決議日の直前営業日（2026年1月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（482円）といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額482円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均456円（円未満切捨）に対して105.7%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均479円（円未満切捨）に対して100.6%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均533円（円未満切捨）に対して90.4%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいはず、合理的なものと判断しております。なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、207,000株（議決権数2,070個）であり、2025年7月末時



点での当社の発行済株式総数株に対して 1.8% (2025 年 7 月時点の総議決権数 113,773 個に対して 1.8%) の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすことになります。しかしながら、処分予定先である、当社の経営を牽引する取締役に当社の経営に対する参画意識を向上させることは、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 処分予定先の概要

#### ① 竹内 真

処分予定先の概要	氏名	竹内 真
	住所	東京都港区
	職業の内容	当社取締役
当社と処分予定先との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	処分予定先は当社の取締役です。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	処分予定先は当社の関連当事者に該当します。

#### ② 北原 寛司

処分予定先の概要	氏名	北原 寛司
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	当社取締役
当社と処分予定先との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	処分予定先は当社の取締役です。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	処分予定先は当社の関連当事者に該当します。

### (2) 処分予定先を選定した理由

中長期的な株主価値拡大に対する参画意識の向上を企図し、当社において特に業務上の責任を担う取締役 2 名を処分予定先として選定いたしました。また、当社は処分予定先が反社会的勢力と関係を有していないことを確認しており、割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

### (3) 処分予定先の保有方針

当社と処分予定先 2 名との間におきまして、当該株式について継続保有する等の取り決めはありませんが、当社は、処分予定先 2 名より、払込期日から 2 年以内に本自己株式処分により処分される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

### (4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容



本自己株式処分の処分予定先2名は、当社の取締役であり、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金が確保されていることを確認しております。また、処分予定先2名の社会的立場等勘案のうえ、本自己株式処分の払込み額は過大ではないと判断しております。

## 7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（2025年7月31日現在）		処分後	
村上 浩輝	19.17%	村上 浩輝	18.83%
株式会社エイチ	10.26%	株式会社エイチ	10.08%
株式会社ワングローブキャピタル	7.92%	株式会社ワングローブキャピタル	7.78%
合同会社エム	7.78%	合同会社エム	7.64%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	7.63%	株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	7.49%
中村 真広	7.09%	中村 真広	6.96%
竹内 真	4.21%	竹内 真	5.83%
イーストベンチャーズ投資事業有限公司責任組合	3.08%	イーストベンチャーズ投資事業有限公司責任組合	3.02%
佐護 勝紀	2.20%	佐護 勝紀	2.16%
株式会社SBI証券	1.65%	株式会社SBI証券	1.62%

- (注) 1. 2025年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。  
2. 本自己株式処分前の持株比率は、2025年7月31日現在の当社の発行済株式総数から同日現在の自己株式数（335,709株）を控除した株式数を分母として算出しており、本自己株式処分後の持株比率は、上記の分母とした株式数に、本自己株式処分により減少する自己株式207,000株を加算した株式数を分母として算出しております。

## 8. 今後の見通し

本自己株式処分が当期の業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年7月期	2024年7月期	2025年7月期
売上高（千円）	4,152,638	5,483,091	8,099,031
営業利益又は営業損失（△）（千円）	△132,468	155,256	274,513
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△150,798	114,088	199,747
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△165,523	215,658	106,639
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△14.83	18.42	9.38
1株当たり配当額（円）	—	—	—



1株当たり純資産額（円）	60.82	84.00	94.85
--------------	-------	-------	-------

(注) 2024年7月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については単体の数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,736,200株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	583,333株	4.97%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2023年7月期	2024年7月期	2025年7月期
始値	651円	974円	893円
高値	1,155円	1,392円	959円
安値	629円	665円	557円
終値	1,034円	908円	577円

②直近6か月の状況

	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
始値	592円	580円	600円	586円	521円	514円
高値	606円	625円	637円	600円	521円	514円
安値	557円	575円	579円	490円	465円	410円
終値	577円	606円	588円	501円	504円	448円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 処分要項

「1. 処分の概要」に記載のとおりです。

以上